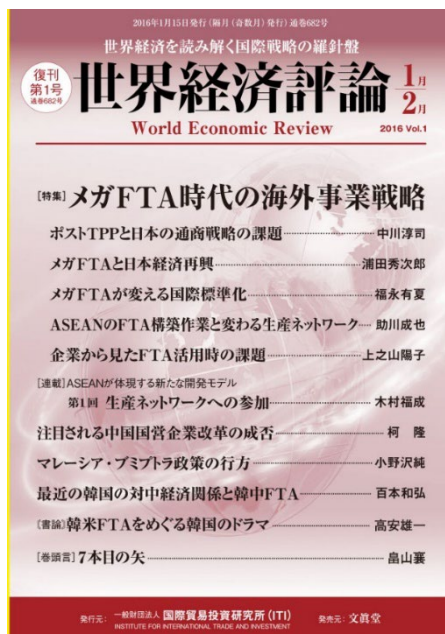


本論文は

世界経済評論 2016年1/2月号

(2016年1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

企業から見た FTA 活用時の課題

パナソニック株式会社 渉外本部 国際渉外部 企画課主幹 上之山 陽子

うえのやま ようこ 京都大学文学部現代史専攻卒業。松下電器産業（株）（現パナソニック株式会社）に入社。アジア大洋州地域の販売支援、輸出営業を担当。2005年4月より、外務省アジア大洋州局南東アジア第二課に出向。復職後、現職にて通商に関する渉外活動および社内の FTA 活用推進を担当。

企業にとって、メガ FTA が締結されるメリットの一つは、FTA 活用時のルールが統一されることである。しかし、広域で統一されたルールがこれまで活用してきた FTA より厳しい、複雑なルールであった場合には、せっかく合意された広域のルールを企業が使わない場合もある。また、メガ FTA による関税の削減率が、これまでに締結された FTA より低い場合には、やはり企業はメガ FTA を活用せず、過去に締結された FTA を使い続けるだろう。

このようにメガ FTA が締結された場合でも、企業は過去に締結された FTA と比較して、どちらを活用する方が自社にとって有利なのかを検証する必要がある。つまり、メガ FTA の締結によって、FTA ルールのスパゲッティ・ボール状況が本当に改善されるかどうかは、メガ FTA のルールが公開された後、一つ一つ丁寧に確認していく必要がある。

そういった FTA 活用の過程で、企業はいくつかの課題に直面することがある。そこで、本稿では、企業が支払い関税の減免という FTA のメリットを享受しようとした際に直面する課題をいくつか例示し、それを克服するための手法について検討したい。

I メガ FTA と二国間 FTA

メガ FTA の交渉参加国は、交渉参加国の間で既に二国間 FTA を締結している場合が多い。例えば 12 カ国が参加する環太平洋戦略的経済連携（TPP）交渉では、日本は既に米国、カナダ、NZ 以外の国とは、個別に二国間 FTA を発効させている。また、16 カ国が参加する東アジア包括的経済連携（RCEP）交渉では、中国とインドの間以外では、網羅的に二国間および地域間の FTA が現在交渉中または既

に締結されている。

このように輸出国と輸入国の間で、複数の FTA が締結されている場合、それぞれの協定で関税率の削減・撤廃の方法や、原産地規則などの FTA 活用時のルールが異なっている。企業はそれらの FTA の中から、一番有利な FTA を選択して活用することができるが、そのためには、それぞれの FTA をより深く理解することが必要になる。

II FTA 関税率

企業にとって、一番有利なFTAを選択する際に重要なのは、やはり関税の削減率である。FTAが発効しても、すべての品目の関税が即時に撤廃される訳ではない。FTAによって、関税撤廃から除外される品目もあるし、段階的に関税撤廃される品目もある。複数のFTAから選択できる場合には、段階的に関税撤廃の途中で、有利なFTAが変わる場合もある。

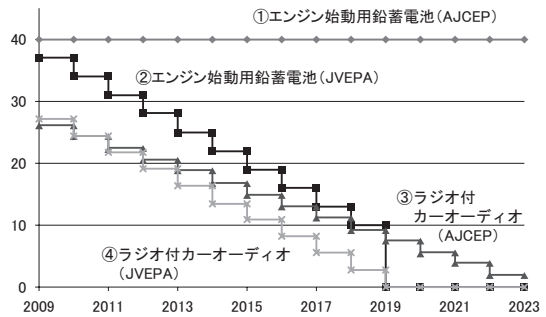
輸入の担当者は、現在の関税率については、承知しているだろうが、FTAの発効前に発効後の関税率を調べたり、将来に亘ったFTA関税率の変化について調べたりするためには、それぞれの協定を読み解く、ある程度のノウハウが必要となってくる。

ジェットロが提携しているFedEx社の「世界各国の関税率(World Tariff)¹⁾」のデータベースでは、日本が締結しているすでに発効済みのFTAについては、将来的な段階的関税撤廃のスケジュールが検索可能である。そのような情報を提供しているFTA相手国はまだ少ないため、将来的なFTA関税率の変化を確認するためには、輸入国ごとに、異なる形式のデータベースを検索したり、協定の原文を地道に調べたりする必要がある。

【例：日本からベトナム向け輸出】

日本からベトナム向けに製品を輸出する場合を考えてみる。製品は、エンジン始動用鉛蓄電池(850710の一部²⁾)とラジオ付カーオーディオ(852721)を、図1に例示する。現在、日本とベトナムの間には、日ASEAN協定(AJCEP)と日ベトナム協定(JVEPA)の

図1 日本からベトナムに輸出する場合の製品ごとのFTA関税率の変化の例



(資料) 各種情報より著者作成。

2つのFTAがある。それに加えて、今後TPPとRCEPも活用可能になる可能性がある。それらのFTAはすべて、FTAごと、品目ごとに関税撤廃スケジュールが異なっている。例えば、①この鉛蓄電池はAJCEPでは関税撤廃から除外されているが、②JVEPAを使用すると10年かけて段階的に関税撤廃される。一方、カーオーディオは、③FTAが発効した当初はAJCEPを活用する方がFTA関税率が低かったが、④2011年以降はJVEPAを活用した方が低くなり、JVEPAの方が4年早く関税が撤廃される。2023年以降はどちらのFTAを使っても0%になる。

TPPやRCEPがいつ発効するのかは、まだ不明だが、上記に追加して調査する必要が出てくる。

このように、FTAを戦略的に活用するためには、FTAごと、品目ごとのFTA関税率の変化を多面的に確認する必要がある。

III FTA 原産地規則

FTA活用によって関税の減免を受けるためには、その製品がFTA原産地規則を充足していることを示す原産地証明書を、輸入通関

表 1 FTA ごとに異なる原産地規則の例

	日 ASEAN 協定	日マレーシア協定	日チリ協定	日メキシコ協定	日インド協定
カラー テレビ	40%以上 付加価値基準	40%以上 付加価値基準 又は 6桁レベルでの HSコード変更	40%以上 付加価値基準 又は 4桁レベルでの HSコード変更	4桁レベルでの HSコード変更	35%以上 付加価値基準 かつ 6桁レベルでの HSコード変更
リチウム イオン 電池	40%以上 付加価値基準 又は 4桁レベルでの HSコード変更	40%以上 付加価値基準 又は 6桁レベルでの HSコード変更	6桁レベルでの HSコード変更	50%以上 付加価値基準 かつ 6桁レベルでの HSコード変更 又は 4桁レベルでの HSコード変更	35%以上 付加価値基準 かつ 6桁レベルでの HSコード変更

(資料) 各種情報より著者作成。

時に提出する必要がある。FTA 原産地規則は、FTA ごと、品目ごとに異なっており、同じ製品を日本から輸出する場合でも、A 国との FTA では日本製と認められても、B 国との FTA では、日本製とは認められないことがある。また、複数の製品を同じ国に輸出する場合にも、それぞれ規則が異なる場合がある。

工業品の一般的な FTA 原産地規則には、①付加価値基準、②関税番号変更基準、などがある。①は、製品の生産工程における原産資格割合を価格換算し、その割合が一定の基準を超えた場合にその製品を原産品であると認める基準であり、FTA ごと、品目ごとに 35%～70%程度に定められている。アジアの FTA では 40%以上という基準が多いが、FTA ごと、品目ごとには更に高い割合を要求するものがある。②は、部材と輸出する完成品の関税番号が変わっていることを示すことによって、その国で実質的な加工がされていると判断するものである。価格変動に左右されないため、比較的証明書類の保存がしやすいが、どのレベル（桁数）の関税番号の変更が必要かが、品目によって異なるため、この規則が使いにくい場合もあ

る。FTA によって、①のみ、②のみ、①と②の選択性、①と②の両方を充足する必要があるもの、などさまざまである。

生産者は、輸出後も原産性を立証するための書類を 3～5 年間保管し、輸入国税関の求めがあれば、それらを提出する義務がある³⁾。疑義があるとされた場合には、輸入国税関からの訪問（検認）を受けることもある。輸入税関を納得させることができなければ、遡及して FTA 関税率の適用が撤回され、悪質とされれば更に追徴税の支払いを求められることもある。これらは既に完結した売買契約におけるビジネス上のリスクとなる。

メガ FTA が締結されるメリットの一つとして、付加価値基準を用いる際の累積ルールが挙げられる。累積ルールが適用される場合、生産国での付加価値のみならず、締約国における付加価値を加算できるので、より付加価値率を充足しやすくなる。その一方で、このような累積ルールを用いる場合は、生産国以外の締約国で生産された部品の製造報告書や原産地証明書をサプライヤーから入手し、保存する必要があるため、国境を越えたスムーズなコミュニケー

ションが不可欠になる。

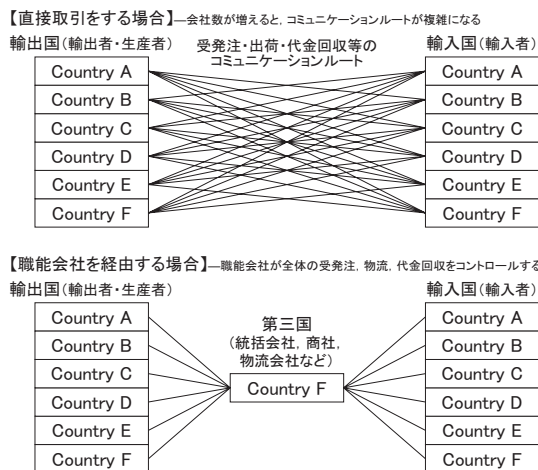
IV 多様化するビジネス形態

1. 物流

ほとんどのFTAで、FTAを活用する際には、製品を輸出国から輸入国へ直送することが義務付けられている（直送基準）。これは第三国を経由する際に、製品の原産性が維持されているかどうかの確認が困難になるためである。一方、複数国間のFTAでは、締約国間を移動する製品について、Back to Back C/O（連続する原産地証明書）などを発行して便宜を図る仕組みを構築しているものもある。このように、物流が第三国を経由する場合にでもFTAが活用できるようにするため、直送基準の例外に関する規則を設けているFTAが多いが、これもFTAごとに異なっている。また、商流によっては、Back to Back C/OでのFTA活用を認めない輸入税関があるなど、運用上の問題も生じているようだ⁴⁾。

シンガポールや香港等、中継貿易が盛んな国

図2 職能会社を経由させて商流の管理を行うケース



(資料) 各種情報より著者作成。

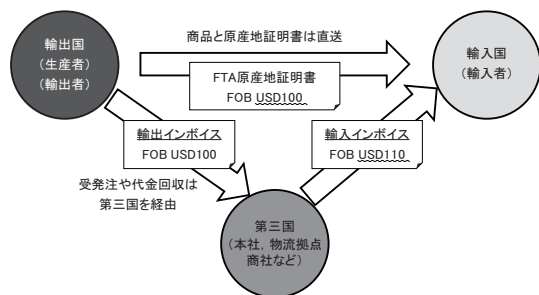
では、中継国で貨物の積み下ろしがあっても、非加工証明書を取得することでFTA活用が可能な例があるが、通常、一旦第三国に輸入されてしまうと、そのような証明書を取得することは困難になる。また、非加工証明書の取得にはコストや時間がかかる。特に、中国から輸出される製品でFTA活用をする場合、船荷証券などの出荷港が香港になっていると、FTA活用が認められない場合も生じている。(香港は、中国が締結するFTAの域外となっていることが多い。)

一方で、最近では、サプライチェーンが複雑化しており、製品の最終工程で、品質チェックやパッケージだけを第三国で行うことがある。このような場合には、現在のルールではFTAの活用が難しい。

2. 商流

他方、製品は直送されるが、書類上の取引（商流）が第三国を経由するケースがある。例えば、製品自体は、中国からタイに直送されるが、受発注や代金回収、物流の管理が、日本やシンガポール、香港等で行われる取引などである。これは、生産拠点と販売拠点がそれぞれ複数ある場合には、受発注や物流の管理を1カ国で集中した方が効率的であるためである。この

図3 商流に第三国を経由させる例



(資料) 各種情報より著者作成。

ような商流はビジネス上一般的であるため、FTA 活用を認めることを明記する FTA も増えているが、実際の FTA 活用時には、輸入税関でのトラブルがおきやすい。

そのトラブルのいくつかは、原産地証明書上の価格に起因するものである。現状では、まだ多くの原産地証明書に生産者の輸出時の価格が記載されている。ところが、このような商流では、FTA 原産地証明書上の生産者の価格と、その後、第三国で中間コストが上乘せされた輸入時のインボイス価格が異なることになり、輸入者に生産者の価格を露見させたくないと考えたと、ビジネス上、FTA 活用ができない。また、そもそも FTA 原産地証明書上の生産者の価格と、輸入時のインボイスの価格が異なると FTA 活用を認めない輸入国税関がある。

このように、ビジネスが多様化する中、FTA を使うだけのために、商流や物流を変更する必要があるのかどうか、そのようなコストや手間との比較も検討が必要になる場合がある。

V 輸出国の企業が留意すべきこと

このように、FTA 活用時には、輸出国の生産者側で、原産国を証明するための業務が追加的に発生する。しかし、支払い関税については、多くの場合、輸出者より実際に関税を支払う輸入者の方が敏感である。十分な事前協議がないまま、輸出国の生産者が、輸入者から言われるままに FTA 原産地証明書を取得すると、輸出国の生産者は FTA 原産地証明書を取得するコストと手間とその後コンプライアンス上のリスクだけを負うことになり、FTA 活用の受益者にはなれない。政府が輸出振興に資する FTA 活用を普及させたいと考えた場合には、

輸出国側で部材等の供給者を含めた企業全般を対象とした十分な情報提供と FTA 活用ノウハウを持った人材の育成を行う必要がある。

また、輸出国で FTA のメリットを享受しようとする場合、輸出者の販売部門やマーケティング担当者が FTA をよく理解し、生産部門の手に見合うだけのコスト削減が可能であることを、生産部門に説明しなければならない。このような活動を行うためには、コンプライアンス上のリスクも鑑み、販売部門と生産部門が一体となって、担当者レベルではなく、組織として FTA 活用を行う仕組みを構築していく必要がある。

VI 今後の FTA に期待すること

これまで述べた FTA 活用上の課題は、少しずつ解決されているが、以下の項目について、更なる改善を期待することとして挙げる。

1. FTA 活用時の HS コードの統一

HS コードは、世界税関機構 (WCO) で定められた、「商品の名称および分類についての統一システム (Harmonized Commodity Description Coding System)」と呼ばれる体系である⁵⁾。各国の税関は、この番号を用いる

表2 FTA 活用時と通関時の HS コードのバージョンの相違

日本の FTA 締結相手国	通関時	FTA 活用時
シンガポール, メキシコ, マレーシア, チリ, タイ, インドネシア, ブルネイ, ASEAN, フィリピン	HS2012	HS2002
スイス, ベトナム, インド, ベルギー		HS2007
オーストラリア		HS2012

(資料) 各種情報より著者作成。

表3 HSコードのバージョンによって番号の異なる品目の例

製品	HS2002	HS2007	HS2012
リチウムイオン電池	850780		850760
家庭用掃除機	850910	850811	
音楽用 CD (記録していないもの)	852432	852340	852341
ビデオカメラ	852540	852580	
カラーテレビ	852821	852872	

(資料) 各種情報より著者作成。

ことにより、輸出入された製品が何であるのか、共通に理解できる。世界共通の HS コードは 6 桁であり、各国はその 6 桁の後に更に数字を加えて、8 桁～10 桁の各国独自の関税番号を輸出入に使っている。

この HS コードは 5 年ごとに改定されるが、日本の FTA 活用時の HS コードは、FTA 交渉時の古い HS コードを使うことが規定されている⁶⁾。この運用は輸出入担当者や税関の混乱を招くため、FTA 活用時の HS コードも、早期に通関時に用いられる最新の HS コードに統一されるべきである。

また、輸出国と輸入国で同じ製品に対する HS コードの判断が異なる場合、根本的な解決には時間がかかることが予想される。そのため、運用面で、輸出国の発給機関が輸入国税関の判断にあわせた原産地証明書を発行するなど、柔軟な対応が可能になることが期待される。また、FTA の仕組みの中で、日本の税関と FTA 相手国の税関が意見交換を行う枠組みを設置することも有意義だと考えられる。

2. FTA に関するデータベース、相談窓口、事前教示制度の整備

輸出国において、生産者や輸出者が簡単にアクセスできる、FTA 関税率や原産地規則等

の FTA に関するデータベースが必要である。FTA 情報は探せばいろいろなところにある。しかし、探し方にもある程度のノウハウが必要であり、特に、普段、輸出入を行わない生産部門や、国内取引しかしたことのない部材の供給者にとっては、まだまだ、情報収集のハードルが高いようだ。

FTA 活用の相談窓口は、日本ならば、経済産業省⁷⁾、税関⁸⁾、日本商工会議所⁹⁾、ジェトロ¹⁰⁾、など多くある。セミナーも多く開催されている。しかし、これまで輸出入に携わってこなかった生産部門は、そういった窓口相談するにも、まだ少し躊躇があるようだ。

実際に FTA を活用するために必要な情報を提供し、詳細な説明をすればするほど、FTA ごとに異なる複雑な規則や活用後のコンプライアンス上のリスクを重く見て、生産部門が FTA 活用を躊躇する場合がある。これらの障壁をいかに下げられるかが、FTA 活用の裾野を広げる鍵になる。

日本では、税関による HS コード¹¹⁾ および FTA 原産地規則¹²⁾に関する事前教示制度が確立している。この制度で回答を得るまでの期間がもう少し短くなり、日本税関の判断内容が、FTA 相手国と共有できるものとなると更に活用しやすい。例えば、現在 Web で公開されている事前教示の内容が、日本語のみでなく、英語でも掲載されると、FTA 相手国との共有が行いやすい。

3. 原産地証明書の価格記載要件撤廃及び電子化

ビジネス上、価格は非常に機微な情報である。ビジネス形態が多様化、複雑化する中、第三者に価格が露見する可能性が高まり、税関でのトラブルの原因となるため、原産地証明書上

への価格記載要件は撤廃すべきである。

ASEAN の FTA では、付加価値基準使用時以外の FTA 原産地証明書で価格記載要件が撤廃されつつあるが、まだまだ付加価値基準の使用を義務付ける FTA や製品もあるし、FTA 原産地規則が選択性的の場合でも、付加価値基準で FTA 活用している生産者も多い。

ASEAN における FTA では、部分累積というルールを用いる際に、価格と付加価値率が必要との意見もあるが、これは部分累積を用いるときのみ記載可能なようにすれば、通常の FTA 活用時に問題は生じない。

FTA 原産地証明書上から価格記載要件が撤廃されれば、委託生産時や、商社を通じた取引など多くの関係者を巻き込むビジネスで、FTA が更に活用しやすくなる。

また、現在、発効しているアジアの FTA の多くでは、FTA 原産地証明書の原本が要求される。通関書類のほとんどが電子化されている中、原本の発送にはコストと時間がかかる。航空貨物では、FTA 原産地証明書が貨物の引き取りに間に合わず、ほとんど FTA 活用ができない。日豪 FTA で認められたように、電子データによる FTA 原産地証明書の早期容認が期待される。

4. 輸入国税関から生産者に対する検認制度の透明性向上

FTA 活用時には、輸入国税関は、生産者に対し、原産性を証明するための書類提出要請及び訪問（検認）を行うことができる。現在日本が締結している FTA では、第三者証明制度がほとんどということもあり、それほど頻繁ではないようだが、この検認の頻度が上がった場合には、FTA 活用が、生産者にとって更にコス

トがかかりリスクの高いものになる。コストだけでなく、生産者にとって製品を構成する部品リストやその調達先、価格、工場での工程表などではできる限り他者に開示したくないものである。FTA 活用時に生産者が輸入国税関に開示すべき書類については、守秘義務を規定した上で、できる限り簡素で最低限の資料で充足できるようにすべきである。

おわりに—企業の課題

本稿では、物品貿易における FTA 活用上の課題について、企業が実際に直面している問題について述べた。FTA 活用は、輸入国における関税障壁が下がることで企業にメリットをもたらすが、同時に活用のための時間、コストがかかる他、輸入国税関からの遡及的な関税の支払い要請などのリスクを抱える。その両者をしっかり理解した上での FTA 活用が必要である。

企業は部材の調達先を複数化して、リスクマネジメントを行うことがある。また、どこまでの工程をどこの国で行うか、フレキシブルな対応が可能な方が、柔軟なサプライチェーンを組みやすく、ビジネスを行いやすい。しかし、このようなビジネスモデルは FTA 活用時に原産性を立証する資料の管理を複雑にする。客先ごとにカスタマイズした製品が望まれることも増えているが、大量生産された製品に比べると品番ごとに管理が必要なため、これも FTA 活用コストを押し上げる。

ビジネスのグローバル化には、ヒト、モノ、カネ、そして情報の円滑な移動が必要である。FTA の活用が、却って自由なサプライチェーンの構築を阻害するものにならないよう、多様

化・広域化するビジネスの中で、ヒト、モノ、カネ、そして情報に関する円滑な移動の規則や運用が、更に高位平準化されていくことを期待する。

[注]

- 1) 日本貿易振興機構（ジェトロ）HP「世界各国の関税率」
http://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff.html
- 2) 日本からベトナム向けのエンジン始動用鉛蓄電池（850710）の内、Having a voltage of 6 or 12V and a discharge capacity not exceeding 200AHの関税率を用いた。
- 3) 経済産業省 HP「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/pdf/process/roo_guideline.pdf

- 4) 日本貿易振興機構（ジェトロ）HP「通商弘報」https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/10/7658eb9142cb6111.html
- 5) WCOのHSコードに関する説明ページ（英語）http://www.wcoomd.org/en/topics/nomenclature/overview/what-is-the-harmonized-system.aspx
- 6) 日本商工会議所 HP「原産地証明書上のHSコードの取り扱い」http://www.jccci.or.jp/gensanchi/hs.html
- 7) 経済産業省 HP http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/
- 8) 税関 HP http://www.customs.go.jp/question1.htm
- 9) 日本商工会議所 HP http://www.jccci.or.jp/gensanchi/office_list.html
- 10) 日本貿易振興機構（ジェトロ）HP http://www.jetro.go.jp/services/advice/
- 11) 税関 HP「事前教示制度（品目分類関係）」http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
- 12) 税関 HP「事前教示制度（原産地関係）」http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h



特別増刊号 発行：2015年10月
頒布価格：2500円

季刊「国際貿易と投資」は年4回発行
頒布価格（年間購読料）：10,000円

お問合せ、ご購入をご希望の方は
下記までご連絡ください。

発行：
**一般財団法人
国際貿易投資研究所 (ITI)**

〒104-0045
東京都中央区築地1丁目4番5号
第37興和ビル3階
TEL：03 (5148) 2601
FAX：03 (5148) 2677
E-Mail：jimukyoku@iti.or.jp
URL：http://www.iti.or.jp/

季刊「国際貿易と投資」100号記念増刊号

特集 変革を待つWTO、拡大深化するFTA

(祝辞)

御祝辞……………経済産業大臣 林 幹雄
季刊「国際貿易と投資」100号記念増刊号によせて……………小林 栄三
TPP合意の意義とその後に来るもの……………石毛 博行
国際的な通商ルールの潮流と日米関係……………チャールズ・D・レイイク II

(掲載論文)

・メガFTA時代におけるWTOの役割……………松下 満雄
―WTOによるFTAネットワーク構築のすすめ―……………浦田 秀次郎
・メガFTAとWTO…競合か補充か……………松本 道隆
・日本の通商外交の系譜とTPP……………渡邊 頼純
・メガFTA後のWTO……………中富 福成
・国際ルール構築…投資と競争……………木村 福成
・アジア太平洋のメガFTAの将来―FTAAPへのロードマップ……………馬田 啓一
・自由貿易に向けた二つの体制 (TPPとRCEP)……………猪口 一仁
・WTOとメガFTA……………山下 一仁
・日中韓FTA交渉の展望とアジアの新通商秩序の出現……………清川 佑二
―WTO新ラウンド推進に貢献―……………石川 幸一
・統合を拡大・深化させるASEAN……………羽場久美子
・AFTAからASEAN経済共同体へ……………滝井 光夫
・PWSと、AIB・シルクロード構想……………畠山 襄
―欧州と中国の共同……………
・2015年貿易促進権限法の制定―回復する議会の権限……………
・ある貿易大臣の物語……………